※今回変更がある箇所は、赤字及び□で記載しています。

# 名取川水系河川整備計画

# （変更素案）

## ［大臣管理区間］

令和　年　月

国土交通省　東北地方整備局

# 名取川水系河川整備計画［大臣管理区間］

## 目　　次


1. 計画の基本的考え方……1
1.1 計画の趣旨……1
1.2 河川整備の基本理念 ……3
1.3 計画の対象区間……6
1.4 計画の対象期間……6
2. 名取川の概要……7
2.1 流域及び河川の概要 ……7
2.1.1 流域の概要……7
2.1.2 地形……8
2.1.3 地質……9
2.1.4 気候……10
2.1.5 流況……11
2.1.6 流域の土地利用 ……12
2.1.7 人口と産業……13
2.1.8 交通……14
2.2 洪水と渇水の歴史 ……15
2.2.1 水害の歴史……15
2.2.2 渇水の歴史……19
2.2.3 治水事業の沿革 ……20
2.2.4 利水事業の沿革 ……27
2.3 地震・津波の歴史 ……29
2.3.1 地震・津波の歴史 ……29
2.3.2 東北地方太平洋沖地震の概要 ……31
2.4 自然環境……44
2.5 歴史・文化……47
2.6 河川利用……48
2.6.1 水利用の状況 ……48
2.6.2 河川空間の利用……49
2.6.3 河川環境整備事業の沿革……50
2.6.4 ダム湖の利用……54
2.7 地域との連携……55
2.7.1 河川に関する学習の場の提供……56
2.7.2 交流活動……56
2.7.3 交流活動（釜房ダム）……57
3. 名取川の現状と課題……58
3.1 治水に関する事項 ……58
3.1.1 名取川水系の洪水流出特性と治水安全度 ……59
3.1.2 東北地方太平洋沖地震を踏まえた課題 ……61
3.1.3 堤防の整備 ……66
3.1.4 内水被害 ……70

3.1.5 河川の維持管理 ……71
3.1.6 ダムの維持管理……75
3.1.7 危機管理対策……76
3.1.8 施設の能力を上回る規模の洪水等への対応 ……80
3.2 利水に関する事項 ……85
3.2.1 水利用の現状 ……85
3.2.2 流水の正常な機能の維持 ……86
3.2.3 水質……88
3.3 自然環境に関する事項 ……92
3.3.1 動植物環境 ……92
3.3.2 景観 ……99
3.4 河川の利用に関する事項 ……100
3.5 地域との連携に関する事項 ……101
4. 河川整備の目標に関する事項 ……102
4.1 洪水・高潮・津波等による災害の発生の防止または軽減に関する目標……102
4.1.1 目標設定の背景 ……102
4.1.2 整備の目標 ……103
4.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標 ……107
4.2.1 目標設定の背景 ……107
4.2.2 整備の目標 ……107
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標 ……109
4.3.1 目標設定の背景 ……109
4.3.2 整備の目標 ……110
4.4 河川の維持管理に関する目標 ……115
4.4.1 目標設定の背景 ……115
4.4.2 維持管理の目標 ……115
5. 河川整備の実施に関する事項 ……116
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能概要 ……116
5.1.1 洪水、高潮、津波等による災害の防止又は軽減 ……116
5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ……130
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項 ……134
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ……147
5.2.1 河川の維持管理 ……148
5.2.2 ダムの維持管理 ……160
5.2.3 危機管理体制の強化 ……161
5.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 ……174
5.3.1 流域治水対策の推進……174
5.3.2 地域の理解と協力による河川整備……175
5.3.3 住民参加と地域との連携による川づくり……176
5.3.4 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施……176
5.3.5 長期的な目標の達成にむけた調査・検討……176

＜参考＞名取川水系河川整備計画【大臣管理区間】の構成 ……177
6. 附 図……178
・名取川水系河川整備計画（大臣管理区間）施工箇所位置図 …… 附図 1
・附図_平面図【名取川】 …… 附図 2
・附図_平面図【広瀬川】 …… 附図 8
・附図_横断図【名取川】 …… 附図 10
・附図_横断図【広瀬川】 …… 附図 12

# 1.　計画の基本的考え方

## 1.1　計画の趣旨

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、潤いのある生活環境の場としての役割も期待されています。また、地域の風土と文化の形成の場、動植物の生息・生育・繁殖の場等の多様な視点から、個性を活かした川づくりが求められています。

名取川流域は、古くから人々の生活が営まれており、特に、仙台市に居城を構えた伊達政宗の時代には、木曳堀（貞山運河）、四ツ谷堰、木流堀の開削により、城下の用水が確保され、新田開発が進み、舟運が発達しました。こうしたまちづくりによって仙台藩 62 万石の礎が築かれ、現在は東北地方の社会経済の中枢機能の役割を担っています。

また、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、蔵王国定公園、磐司岩、秋保大滝等の景観を有し、上流域ではブナ、ミズナラ等の夏緑広葉樹の自然林が広がり、クマタカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカ、モリアオガエル、イワナ等が生息しています。中流域にはケヤキ、カエデ、オニグルミ類等からなる渓畔林、ヤナギ類の河畔林等が分布し、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、オオタカ、アユ、カジカ等が生息しています。下流域では、ヨシやオギからなる高茎草本群落やヤナギ林などが分布し、ネズミ類などの哺乳類、チュウサギやコミミズク、オオヨシキリのほか、砂礫河原を利用する絶滅危惧種のイカルチドリなどの鳥類の生息が確認され、スズメやトビなどのねぐらも確認されています。また、早瀬の一部がアユやウグイ、マルタなどの産卵場となっているほか、ギンブナなどのコイ科やヨシノボリ類などのハゼ科やボラ、淵では絶滅危惧種のギバチの生息が確認されています。河口部の汽水域※で環境省の「日本の重要湿地 500」に選定された井土浦には、ハマナス、ハママツナ、アイアシ等の砂丘植物、塩生植物が生育するなど、流域は多種多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっています。

そして、下流域は東北 6 県で唯一の政令市に指定された仙台市の市街地を貫流しており、高水敷には公園やグラウンドが整備され、普段から河川の利用者が多く、中でも「広瀬川の灯ろう流し」、「仙台七夕花火祭」等の際には多くの人々で賑わいます。

しかし、その流域は、昭和 19 年（1944 年）、昭和 22 年（1947 年）、昭和 25 年（1950 年）、昭和 61 年（1986 年）、平成 14 年（2002 年）、平成 27 年（2015 年）、令和元年（2019 年）等に代表される大規模な洪水被害と平成 6 年（1994 年）、平成 30 年（2018 年）等に代表される渇水被害に見舞われています。

名取川の整備にあたっては、こうした流域の特性を踏まえ、人々が安心して暮らせる安全な川づくり、潤いのあるより良い川づくりを目指します。また、堤防等の施設整備だけではなく、住民参加と地域との連携による川づくりに努めます。

「名取川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 19 年（2007 年）3 月に策定された「名取川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面 30 年間に実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画として、平成 21 年（2009 年）6 月に策定しました。

※汽水域：河川の淡水と海水が混じり合う区域のこと。

その後、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生し、地震に伴う津波や地殻変動による地盤沈下等により、名取川の河口部を含む太平洋沿岸域において甚大な被害を受けたため、これを契機として、平成 24 年（2012 年）11 月に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て変更された「名取川水系河川整備基本方針」とあわせて、本計画の変更を行いました。

さらに、気候変動に伴う降雨量等の増加や流域治水の観点を考慮し、令和 7 年（2025 年）12 月に社会資本整備審議会河川分科会での審議を経て、「名取川水系河川整備基本方針」を変更しました。

今般、本計画策定より 17 年が経過し、事業の進捗、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の変更を行うものです。

本計画は、河川整備基本方針にて定めた目標に向け、上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ段階的に整備を進めるとともに、名取川流域の自然、社会、歴史、文化を踏まえ、安全、安心が持続でき、豊かな自然を次世代へ受け継ぎ、さらには流域の自然・人と社会が調和した活力ある地域を創造する名取川の整備を目指します。

【河川法の三つの目的】

1）洪水、高潮等による災害発生の防止
2）河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
3）河川環境の整備と保全

## 1.2　河川整備の基本理念

名取川は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、宮城・山形県境の神室岳（標高 1,356m）に源を発し、東北地方の中心都市である仙台市を流下して名取市閖上で太平洋に注ぐ幹川流路延長 55.0km、流域面積 939km² の一級河川です。支川広瀬川は、宮城・山形県境の面白山に源を発し、仙台市の中心部を貫流して仙台市袋原で名取川に合流する幹川流路延長 45.2km の一級河川です。

名取川の本格的な治水対策は、第 3 次治水計画（昭和 8 年（1933 年）11 月 6 日）の施行河川に指定された以降の昭和 16 年（1941 年）に直轄改修事業として着手して以来、80 有余年が経過しましたが、未だ整備途上にあります。戦後最大規模の洪水である昭和 25 年（1950 年）8 月洪水では、死者・行方不明者 10 名、全半壊・流失家屋 313 戸、家屋浸水 4,542 戸の被害が発生し、その後も昭和 61 年（1986 年）8 月洪水、平成 6 年（1994 年）9 月洪水、平成 14 年（2002 年）7 月洪水、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）（2019 年 10 月）において甚大な被害が発生しています。また、堤防整備等の河川整備が進む一方で、内水氾濫被害や施設の能力を上回る規模の洪水に対する危機管理対応等の課題も顕在化してきています。

東北地方太平洋沖地震においては、東日本の太平洋側を中心に、多くの尊い人命が奪われたほか、家屋全壊等の甚大な被害が発生しています。よって、近年の気候変動の影響や水災害等の自然災害による甚大な被害などを踏まえ、施設の能力を上回る規模の洪水が発生することを前提に、流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策に取り組む「流域治水」を推進する必要があります。

利水の面では、名取川流域は藩政時代から広大な面積の新田が開発され、明治時代には、水力発電により東北で初めて電気の明かりがともされました。戦後になり、大倉ダム、釜房ダム、樽水ダムの建設により、都市用水等の供給が開始され、仙台市などの水がめとして多くの水が利用されています。しかし、度々渇水が発生しており、魚の大量死や農地のひび割れ等の被害が発生していることから、今後はこれら施設を適切に維持管理するとともに、渇水に対する備えを充実させることが必要です。

環境の面では、流域の上流部が国定公園、県立自然公園、景勝地に指定され、河口域一帯は国指定仙台海浜鳥獣保護区、仙台湾海浜県自然環境保全地域（宮城県）の指定に加え、井土浦が「日本の重要湿地 500」（環境省）に選定されるなど、豊かで貴重な自然環境が随所に残されています。これらの自然環境は、仙台市を中心とした都市域における貴重な自然空間であり、人と自然とのふれあいの場を形成しています。こうした流域の自然的、社会的状況を踏まえ、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、流域が一体となって保全・創出に取り組むとともに、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境についても目標を明確にし、多自然川づくりを推進していく必要があります。

また、仙台藩のまちづくりを支えた木曳堀（貞山運河）、四ツ谷堰、六（ろく）・七郷堀（しちごうぼり）、木流堀等の歴史的構造物を活用した新たな水文化の創造への取組も行われています。このように名取川の豊かな自然環境、歴史、文化、風土を背景として、流域内の様々な人・団体が名取川において多様な活動を展開しています。このため、人と河川との関わり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体等流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、名取川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

維持管理の面では、近年、河川管理施設の老朽化が進み、更新時期を迎える施設の数が増加しているため、効率的な点検・補修の実施が課題となっています。また、河道内樹木の繁茂と砂州の陸地化等による流下能力の低下も課題となっています。

さらに、近年多発している局所的な豪雨の発生や高年齢化社会の進行に伴う要配慮者の避難行動支援など、気象状況や社会情勢の変化に応じて、関係機関・地域住民と共通認識を持ちつつ、災害の教訓を後世に伝えるよう努め、ソフト・ハードによる総合的な被害軽減対策を推進する必要があります。

こうした名取川を取り巻く現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域住民が安心して暮らせる社会資本整備を図るとともに、豊かで貴重な河川環境と河川景観を保全・創出、継承し、歴史・文化を実感でき、地域の個性と活力を育む川づくりを目指します。そのため、次の三点を基本理念に関係機関、地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和した河川整備を総合的に展開します。

### ○都市を流れる川にふさわしい安全性と安心感の実現

名取川水系は、東北最大の都市を流れる川にふさわしい安全性と安心感の実現を目指します。河川整備基本方針で定めた目標に向け、気候変動を踏まえた各種治水対策を総合的に展開するとともに、流域治水の観点も加え、洪水、内水被害、地震、津波、高潮等の災害から地域住民の生命と財産を守り、さらに渇水に対する備えを充実させ、人々が安心して暮らせる安全な川づくりを目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効率的な河川の維持管理、災害の教訓を後世に伝えるように努めます。

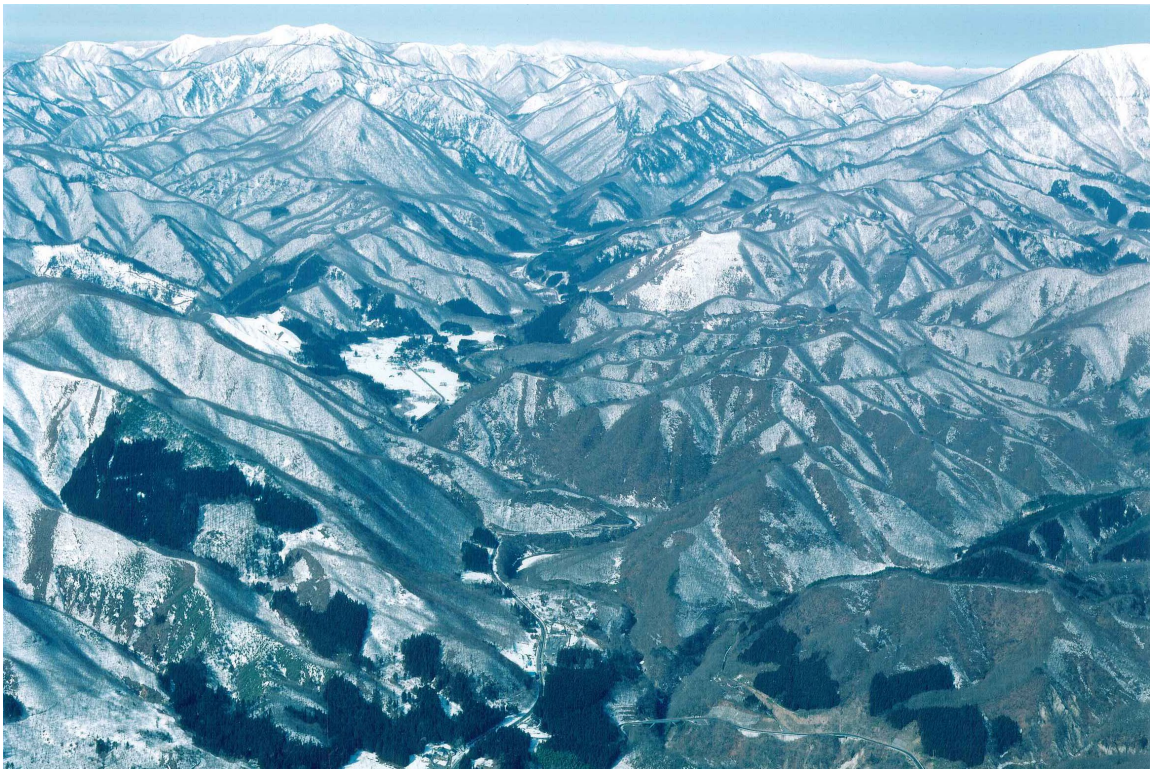
### ○都市を潤す豊かな自然環境の保全と次世代への継承

市街地にもみられる自然豊かで貴重な河川環境と河川景観を保全・創出し、次世代へ継承する川づくりを進めるため、行政と市民の連携と協働のもと、流域一体となった河川環境の保全・創出を目指します。

また、河川環境の整備と保全が適正に実施されるよう、河川環境の適正な管理に努めます。

### ○名取川水系を中心としたコミュニティの創造と活性化

名取川水系の自然環境、歴史、文化、風土を踏まえ、地域の個性と活力を育む川づくりを進めるため、名取川を軸とした地域間交流や市民団体活動を促進するとともに、川の恵みや災害時の恐ろしさを教育する場、川を通じた地域交流の場等を積極的に設け、名取川・広瀬川を中心としたコミュニティの創造と活性化に努めます。



秋保大滝付近の上空から源流を望む

## 1.3　計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）29.4km とします。

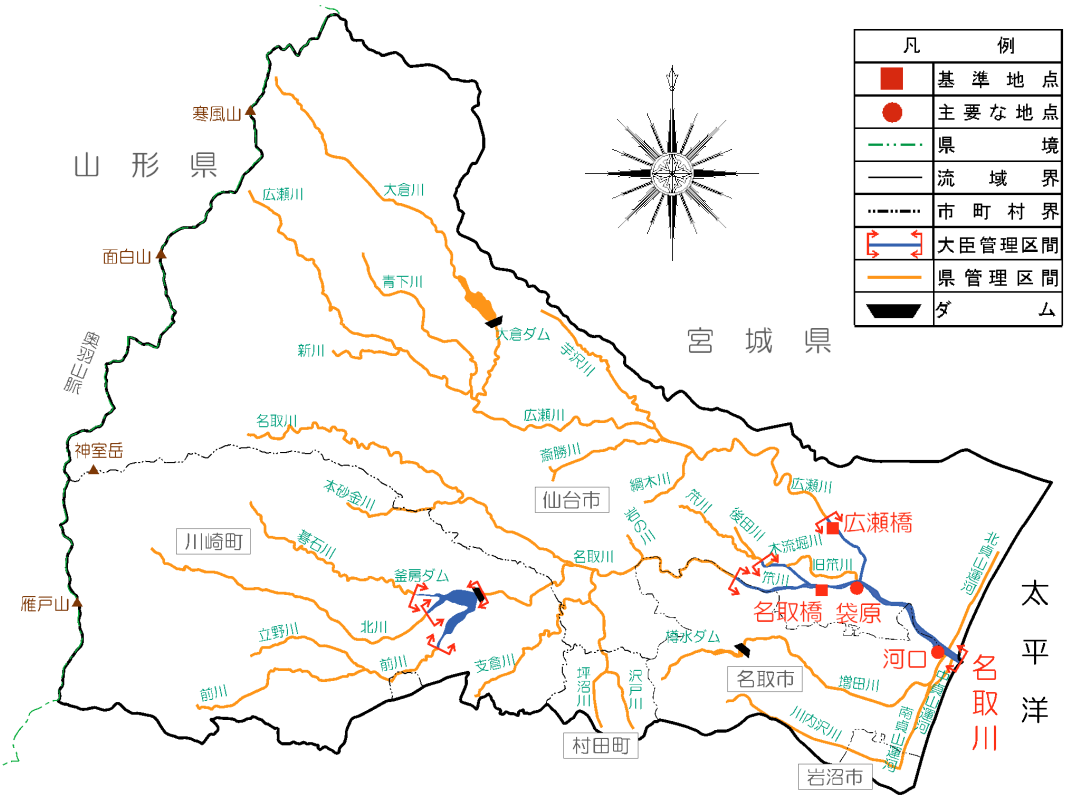



図 1-1　検討対象区間

表 1-1　管理区間延長

| 河川名 | 区分 | 区間 上流端 | 区間 下流端 | 延長 (km) |
|---|---|---|---|---|
| 名取川 | 左岸 | 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先 | 河口 | 12.5 |
| | 右岸 | 名取市高舘熊野堂字五反田48番2地先 | | |
| 広瀬川 | 左岸 | 仙台市若林区河原町2丁目13番25地先 | 名取川への合流点 | 3.9 |
| | 右岸 | 仙台市太白区長町1丁目1番1地先 | | |
| 荒川 | 左岸 | 仙台市太白区西多賀五丁目14番1地先 | 名取川への合流点 | 2.5 |
| | 右岸 | 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先 | | |
| 碁石川 | 左岸 | 柴田郡川崎町大字川内字馬引59番地先 | 迫の沢の合流点 | 3.5 |
| | 右岸 | 柴田郡川崎町大字川内字溜水160番の2地先 | | |
| 前川 | 左岸 | 柴田郡川崎町大字小野字竜雲寺前1番の1地先 | 碁石川への合流点 | 5.0 |
| | 右岸 | 柴田郡川崎町大字支倉字上針21番の1地先 | | |
| 支倉川 | 左岸 | 柴田郡川崎町大字川内字七曲山229番地先 | 碁石川への合流点 | 2.0 |
| | 右岸 | 柴田郡川崎町大字小野字笹平山98番地先 | | |
| 合計 | | | | 29.4 |

## 1.4　計画の対象期間

本計画は、名取川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、令和 8 年（2026 年）度から概ね 30 年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化、新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行います。